

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(VIII-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと(施策目標VIII-3-1) 基本目標VIII: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>社会・援護局援護・業務課 社会・援護局援護企画課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>援護・業務課長 柴沼 雄一郎 援護企画課長 衣笠 秀一</p>
--------------------------	---	-------------------	-------------------------------------	---------------	--

<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。 1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に基づき、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族への援護年金及び弔慰金の支給を始め、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に基づき、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し療養の給付等の援護を行い、また、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦傷病者、戦没者の身近な親族に対し、国として特別の慰藉又は弔慰を表すために特別弔慰金等の支給を行っている。 2. 平成11年3月に開設された昭和館において、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、次世代にその労苦を知る機会を提供している。また、平成18年3月に開設されたしょうけい館において、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に伝えている。</p>
--------------	--

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 686 617 747">1</td> <td data-bbox="617 686 2849 747">援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務を迅速かつ適切に処理することが課題である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 747 617 806">2</td> <td data-bbox="617 747 2849 806">戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。</td> </tr> </table>	1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務を迅速かつ適切に処理することが課題である。	2	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。
1	援護の対象者の高齢化が進む一方、依然として多くの方が援護を受けており、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく事務を迅速かつ適切に処理することが課題である。				
2	戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ伝えていくことが課題である。				

<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 856 617 953">目標1 (課題1)</td> <td data-bbox="617 856 1531 953">援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 953 617 1039">目標2 (課題2)</td> <td data-bbox="617 953 1531 1039">戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。</td> </tr> </table>	目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行う。	目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。	<p>達成目標の設定理由</p> <p>受給者等の高齢化が進んでいることに鑑み、請求から支給に至る事務を早期に処理し、少しでも早く給付を受けていただくことが重要であるため。 ※療養の給付等及び特別弔慰金等については、裁定を都道府県に委託していることから、国で直接裁定を行っている援護年金及び弔慰金の裁定を目標として設定した。</p> <p>戦後75年余が経過し、戦中・戦後の労苦を体験した方々が少なくなる中、先の大戦の記憶を風化させるとことなく次世代に継承することの重要性が高まっているため。</p>
目標1 (課題1)	援護年金及び弔慰金の請求に対して、迅速かつ適切に裁定を行う。					
目標2 (課題2)	戦中・戦後の労苦を次世代に継承するため、昭和館、しょうけい館の一層の充実を図る。					

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
○1	援護年金及び弔慰金について、請求の受付後6ヵ月以内に裁定を行った件数の割合(アウトプット)	92%	平成24年度から平成28年度	93%	毎年度	93%以上	93%以上	93%以上	93%以上	93%以上	<p>・受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、援護年金等の裁定を迅速に行うことが重要である。事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な裁定を担保する。(援護年金受給者: 約3.7千人、平均年齢91.8歳(令和元年度末現在)) ・目標値については、平成24年度から平成28年度の5年間の平均した処理状況が92%であることから、この水準以上を設定する。 (参考1) 平成27年度実績: 96.7% 平成28年度実績: 94.5% (参考2) 令和2年度実績値88%は分母: 受付件数(26件)、分子: 受付件数のうち6か月以内処理件数(23件)から算出したもの。</p>	
						93.7%	96.5%	93.3%	88.0%			
達成手段1		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和3年度行政事業レビュー事業番号	
(1)	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務(昭和27年度)	72億円	61億円	52億円	1	<p>以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・援護年金及び弔慰金の審査、裁定及び支給 ・裁定に係る調査事務等(都道府県に事務委託) ・援護年金の支給に係る決定等を議決し、厚生労働大臣の処分に対する異議申立に関し意見を述べる援護審査会の運営 ・遺族年金等受給者に係る支給の管理 ・援護システムの運用・管理</p>					2021-厚労-20-0806	
(2)	戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業(昭和28年度)	1億円	0.8億円	0.5億円	-	<p>戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行い、目標の達成に寄与する。</p>					2021-厚労-20-0808	
(3)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務(昭和38年度)	5.4億円	10.7億円	10.8億円	-	<p>以下の事務を行い、目標の達成に寄与する。 ・特別弔慰金等の審査、裁定(都道府県に委託) ・裁定後、都道府県からの裁定報告に基づき、国庫債券の発行を財務省に請求 ・援護システムの運用・管理</p>					2021-厚労-20-0807	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
② 昭和館の入館者数(アウトカム)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (353,600人)以上	前年度 (462,249人)以上	前年度 (417,355人)以上	前年度 (346,060人)以上	前年度 (71,114人)以上	・より多くの方々が昭和館に来館することが、戦没者遺族が体験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっているものの、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であることから、中期的には感染拡大前の来館者数の水準(平成28年度～平成30年度の平均実績:約41万人)を目指し、単年度毎の目標としては前年度以上の入館者数を目標値とする。 (参考)平成27年度実績:525,056人 平成28年度実績:353,600人	
					462,249人	417,355人	346,060人	71,114人			
3 しょうけい館入館者数(アウトカム)	-	-	前年度以上	毎年度	前年度 (118,056人)以上	前年度 (125,478人)以上	前年度 (134,851人)以上	前年度 (124,300人)以上	前年度 (6,151人)以上	・より多くの方々がしょうけい館に来館することが、戦傷病者とその家族が戦中・戦後に体験した労苦を次世代に伝えることにつながるため、入館者数を測定指標として設定する。目標値については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて来館者数が大幅な減少傾向にあり、一定の来館者数を保つことが課題となっているものの、感染状況を踏まえた具体的な数値の設定が困難であることから、中期的には感染拡大前の来館者数の水準(平成28年度～平成30年度の平均実績:約12万人)を目指し、単年度毎の目標としては前年度以上の入館者数を目標値とする。 (参考)平成27年度実績:147,450人 平成28年度実績:118,056人	
					125,478人	134,851人	124,300人	6,151人			
達成手段2		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				令和3年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額								
(4)	戦傷病者福祉事業(昭和47年度)	1.9億円	1.8億円	2.2億円	3	戦傷病者やその家族が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の労苦を知る機会を提供することにより、戦傷病者等の援護に寄与する。				2021-厚労-20-0810	
		1.8億円	1.8億円								
(5)	昭和館運営等事業 (①平成11年度、②平成14年度)	4.9億円	5.9億円	5.4億円	2	①昭和館に係る経費 主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び情報を収集、保存、展示することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 資料・情報の収集や企画展の実施を通し、来館を促進し、より多くの人々に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する。 ②遺族及留守家族等援護活動費補助金 対馬丸記念館という地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルス相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の内面的心情に関する事例調査研究を行う。また、地域に密着した各種相談講習会を行う。 これらにより、戦没者遺族等の援護につながるものである。				2021-厚労-20-0809	
		4.9億円	5.7億円								
施策の予算額(千円)		令和元年度			令和2年度			令和3年度			政策評価実施時期
		8,514,261			8,029,776			7,068,049			
施策の執行額(千円)		8,317,705			7,802,896						
施策に係る内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		-				-		-			